

Q1 当社はこれまで社会保険に加入していませんでした。今回、加入に当たり、これまで年金を納めたことがないA社員が、「受給資格期間を満たせず将来、年金を受給できないので、いまさら社会保険に入れない」と拒否しています。既に年金を受給しているB社員は、「給与との調整を受けて、年金を満額受給したいの者などに限られています。

【年金受給権がない社員や、年金受給中の社員も社会保険に加入するのか?】

## 知らないではすまされない 建設業の社会保険未加入対策

全7回の4

**弊社鎌倉が建通新聞に「知らないではすまされない建設業の社会保険未加入対策」を連載執筆しています。**

**社会保険労務士法人工エル  
TEL 045(549)1071**

H24.11.16日刊1面

## 未加入事業所からの「よくある質問」

Q1 A 社会保険は要件を満たせない理由にはなりません。社会保険新規事業所に対しては、1年後をめどに年金事務所の確認調査があります。加入すべき人を加入させていなければ、遡及(そきゅう)加入の指摘を受けることになります。この場合、作業員名簿等を記載することとしている

年金受給権がないことや年金未給中であることをもって、加入しない理由にはなりません。社会保険新規事業所に対しては、1年後をめどに年金事務所の確認調査があります。加入すべき人を加入させていなければ、遡及(そきゅう)加入の指摘を受けることになります。この場合、作業員名簿等を記載することとしている

年に働き方を改めてもらつていい?】

することが考えられます。請負契約の形式をとっていても業務遂行上の指揮監督の有無、専属制の程度などの実態が雇用労働者であれば、労働者として労働

下で社会保険の適用対象となる人親方にすれば、社会保険に加入しないといでのうか。A一人親方は、雇用関係にない。この場合、作業員名簿には、加入している国民健康保険等を記載することとしている

・社会保険諸法令が適用されることになり、それが明らかになつたときは保険料の追納もありませんので社会保険に加入することはできません。しかし、

## 社員を一人親方にするのは本末転倒

の場合は、保険料を遡及徴収されるだけでなく、医療を受けていたり、医療費の精算や、年金受給者は年金の返還もさかのぼることになります。会社を経営する以上、拒否する社員も説得して適切に加入させなければなりません。加入しないのであれば、短時間労働者

条件を向上させ、若年労働者を確保しようというのが、未加入対策の目的の一つです。社会保険料を抑えることを目的に、これまで社員だった労働者を個人事業主にするというのは、本末転倒であり、別のリスクが生じかねません。(社会保険労務士法人エル代表、特定社会保険労務士 鎌倉珠美) (隔週金曜日に掲載)